



目次

- 上下水道局庁舎の概要(2面)
- みんなの健康(3面)
- 春のお出掛けガイド(4面)
- 自治会に加入しましょう(5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 座間市がSC相模原のホームタウンに(8面)



インフラ整備の新たな拠点に

上下水道局庁舎が完成

平成27年度から、公民連携による事業として準備を進めてきた座間市上下水道局庁舎が完成しました。水道料金お客様センターと現在、市役所2階にある上下水道局の事務所は、4月2日(月)から新庁舎で業務を開始します。

市民の皆さんの日常生活に欠かすことができない生活基盤を担う水道事業および公共下水道事業の新たな拠点で、次世代へおいしい座間の水をつないでいけるよう努めます。

担当

経営総務課 ☎046(252)7480 ㊟046(257)4155



上下水道局庁舎

〒252-0021
緑ヶ丘一丁目3番1号



1階 水道料金お客様センター



水道料金および下水道使用料の支払い、水道の使用開始や中止などの受付窓口です。

3・4階 上下水道局



事業経営や各種計画に関すること、水道施設・下水道施設の維持管理および整備などに関する業務を担当します。

※写真はいずれも準備中のものです。4月2日(月)の開庁に合わせて、机やカウンターなどを設置します。

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (市政戦略課)
○届かない場合 (株)神奈川新聞総合サービス ☎0120(111)429 (無料)



上下水道局庁舎の概要

上下水道局および水道料金お客様センターは、4月2日(月)から上下水道局庁舎に移転します。公民連携事業としてのこれまでの経過や各階の案内、水道料金お客様センターの取扱業務についてご案内します。

担当 経営総務課 ☎046(252)7480 ☎046(257)4155

公民連携事業として

上下水道局庁舎の設計・建設・維持管理などに関しては、民間事業者が一括して業務を取り扱う公民連携の手法を用いた事業方式で実施しました。

公民連携で行うことにより、民間事業者のアイデアなどを随所に盛り込み、柔軟な発想の中で設計・建設を行うことができました。また、上下水道局は、民間事業者から庁舎を賃借することで、経費の平準化を図ることができ、庁舎の賃借期間は20年間とし、契約期間満了後は、建物の所有権が上下水道局へ無償で譲渡されます。

利便性の向上へ

平成23年10月から、水道料金お客様センターを開設し、水道料金および下水道使用料の徴収業務や、水道使用の開始・中止および名

水道料金お客様センター

水道料金・下水道使用料の支払いや各種手続きなどの窓口として「水道料金お客様センター」を開設しています。

- 営業時間 午前8時30分～午後8時(12月30日～1月3日を除く)
- 取扱業務 水道料金・下水道使用料のお支払い、水道使用の開始・中止および名義変更など届出の受付、福祉減免(障がい者・母子など)・漏水にかかわる減額申請の受付、アルミボトル缶「ざまみず」の販売、その他水道料金・下水道使用料に関すること
- 問い合わせ先 水道料金お客様センター ☎046(266)5520 ☎046(266)5524



義変更などの受付業務を委託しました(左記参照)。運用から5年以上が経過し、水道料金お客様センターが市役所から離れた場所で運営していることや、来庁者との個別相談スペースを確保する必要性などについて、今後は、同じ庁舎の中で一体的に業務を行うことにより、利便性の向上が図れるものと考えられています。

複合施設として

上下水道局庁舎は、1階に水道料金お客様センターの窓口を設置します。また、同じ1階部分には、コンビニエンスストアが併設されます。2階には、水道料金徴収などの業務を受託している民間事業者の事務所、3・4階には上下水道局の事務所が入る複合施設となっています(下図参照)。

上下水道局庁舎のご案内

※水道料金お客様センターは4月1日(日)までは、現在の場所で営業しています。
※業務内容および電話番号に変更はありません。

1階

- 水道料金お客様センター ☎046(266)5520 ☎046(266)5524
- コンビニエンスストア

3階

- 水道施設課
 - 管理係 ☎046(252)7509 ☎046(257)4155
 - 工務係 ☎046(252)7519 ☎046(257)4155
- 下水道施設課
 - 管理係 ☎046(252)8587 ☎046(257)4155
 - 整備係 ☎046(252)8629 ☎046(257)4155

2階

- 水道料金徴収等業務受託業者事務所

4階

- 経営総務課
 - 経営係 ☎046(252)7480 ☎046(257)4155
 - 経理係 ☎046(252)7513 ☎046(257)4155
 - 料金係 ☎046(252)8541 ☎046(257)4155

市の地下水100パーセント ざまみず

「ざまみず」は、ミネラル豊富な地下水を詰め込んだアルミボトル缶で、市の特産品に指定されています。販売店など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 内容量 375ミリリットル
- 価格 オープン価格(販売店によって異なります)

担当 経営総務課 ☎046(252)7480 ☎046(257)4155

座間市民のみなさまへ

ご葬儀相談センター オープンしました

「もっと気軽に葬儀について相談したい」という方のため相鉄/小田急線の大和駅そばに相談センターを8月15日新規開設いたしました。文化創造拠点シリウスより徒歩3分、葬儀に関わる全てのご相談を年中無休受付しております。ししくらセレモニーは相談して良かった。任せて良かった。と皆様に言われる葬儀社を目指します。

ご葬儀相談センター 大和東3-5-5大和駅より徒歩7分

ししくらセレモニー 家族葬・人形供養のことなら 大和市深見東1-4-21 ☎046-289-2828

3/24(土) 一般社団法人市民講座運営委員会主催 屋根・外壁塗り替えセミナーのお知らせ

一般社団法人市民講座運営委員会は、正しい知識や情報を提供して消費者の豊かな生活を実現するために設立された非営利団体で、全国で年間400回以上の市民講座を開催しています。今回の「屋根・外壁塗り替えセミナー」では、一級塗装技能士が解説するスクリーン映像を使い、塗装の正しい知識を分かりやすくお伝えします。

日時) 3月24日(土) 13:30~15:30
場所) サニープレイス座間 2階会議室(座間市緑ヶ丘1-2-1)
内容) 屋根・外壁塗装で失敗しないための塗装の正しい知識を伝える市民講座
定員) 20人 参加費) 無料
申込方法) 参加申込は電話で(一社)市民講座運営委員会 ☎0120-689-419 (9:00~18:00)へ

会場名	日時
サニープレイス座間 2階 会議室 (座間市緑ヶ丘1-2-1)	3月24日(土) 13:30~15:30 (受付 13:15~)

参加費 無料

主催 (一社)市民講座運営委員会 | 東京都千代田区富士見1-6-110F 協賛 プロタイムズ大和店 (株)ウスイ建築 | 神奈川県大和市下鶴間2791-15



みんなの健康



市マスコット
キャラクター
「ざまりん」

座間市24時間健康電話相談

☎0120(867)860 (通話料無料)
※つながらない場合は☎03(5524)8500へ、
聴覚障がい者は専用ファクス☎03(3562)8435へ
(通話・通信料発着者負担)。
担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

BCG接種

とき= 3月27日(火) 午後1時15分~2時15分受
け付け(時間厳守) ところ= 市民健康センター
対象= 平成29年9月生まれ(対象者には個別通知)
と対象月に受けられなかった1歳未満児

育児相談

とき= 3月16日(金) 午前9時30分~10時30分受

け付け ところ= 市民健康センター 内容= 身体
測定、食事・育児・育児相談 持ち物= 母子健康
手帳 参加方法= 直接会場へ

ぴよぴよ・チェリー教室

とき= 4月25日(水) 午前10時~11時30分 ところ= 市民健康センター 内容= 子育ての悩みなどを保健師や助産師と語り合う 対象= 2,500グラム未満で生まれた1歳ぐらまでの乳児および多胎

児(双子含む)とその家族 持ち物= 母子健康手帳、バスタオル、おむつ、ミルクなど 申込方法= 電話で担当へ

個別健康相談

とき= 随時 ところ= 市民健康センター 内容= 栄養士や保健師への食事療法・健康に関する相談 持ち物= 健康手帳(持っていない方は当日発行) 申込方法= 電話で担当へ

平成30年度保健衛生のお知らせを配布

市では、3月中旬~4月初旬に、市内全世帯に保健衛生のお知らせをポスティングします。この冊子には、平成30年度に実施する成人検診、予防接種、母子事業、健康づくり、衛生事業など、市の保健衛生事業に関わる情報を記載しています。また、医療機関一覧や医療助成制度についても記載していますので、1年間保管し、生活に役立てましょう。なお、保健衛生のお知らせは、市役所2階健康づくり課・1階市民情報コーナー、各出張所、市民健康センターでも配布しています。



平成30年度保健衛生のお知らせ

担当 健康づくり課
☎046(252)7225 ☎046(255)3550

犬・猫の飼育についてのお願い

最近、犬の散歩の仕方やふん尿の放置、野良猫への無責任な餌付けなど、さまざまな苦情や問題が増えています。ほとんどの事例は、一部の飼い主のモラルの無さ、無責任さが原因です。近隣の方の中には、動物が苦手な方やふん尿などの被害に迷惑している方もいます。飼育マナーやルールを守り、周囲の人に迷惑がからないよう、人と動物が共生できる環境づくりに配慮しましょう。



担当 健康づくり課
☎046(252)8236 ☎046(255)3550

救急診療

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

◆休日(日曜日・祝日) 昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科・外科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分
歯科	☎046(252)8217	(市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時30分
耳鼻咽喉科・婦人科・眼科	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。		午前9時~正午、午後2時~5時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分 土曜・日曜日、祝・休日 : 午後6時~9時45分
外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。		午後6時~10時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分 土曜・日曜日、祝・休日 : 午後6時~9時45分

◆深夜

診療科目	診療場所	受付時間
内科・外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午後10時~翌日午前8時
小児科(外科系を除く)	小児救急情報センター☎046(255)9933でご確認ください。	午後10時~翌日午前7時 (重病の場合は午前8時)

※聴覚障がいのある方の問い合わせ先 ☎119
※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。
※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。
※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意ください。

犬の登録と狂犬病予防注射

会場には犬を押さえられる方が同伴し、首輪が抜けないようにし、ふんの始末ができるものを用意してください。犬が投薬治療中の場合や犬を押さえられない場合は接種できません。体調不良の犬は、かかりつけの獣医師による接種をお願いします(動物病院での接種は、市が行うものと内容が異なる場合があります)。
○実施時間 ▽午前の部=午前10時~11時 ▽午後の部=午後1時~2時

○料金 ▽予防注射=1頭につき3,600円(注射料が3,050円、注射済票交付手数料が550円)
▽新規登録手数料=3千円
○接種方法 ▽飼い犬の登録をしている方=3月中に送付するはがきの問診票に必要事項を記入し、当日会場へ持参 ▽飼い犬が未登録の方=直接会場へ(登録受付と予防注射を当日同時にします)

とき	ところ
4月17日(火)	午前の部 東原コミュニティセンター前公園
	午後の部 栗原中学校南側交差点前広場
4月18日(水)	午前の部 ひばりが丘南児童館
	午後の部 立野台公園(公園内広場)
4月19日(木)	午前の部 新田宿・四ツ谷コミュニティセンター
	午後の部 座間児童館
4月20日(金)	午前の部 かにが沢公園(公園内広場)
	午後の部 かにが沢公園(公園内広場)
4月23日(月)	午前の部 北地区文化センター(正面玄関)
	午後の部 座間市民球場(駐車場)
4月24日(火)	午前の部 鳩川児童館
	午後の部 公民館・西出張所東側公園
4月25日(水)	午前の部 ひばりが丘老人憩いの家(南側広場)
	午後の部 サニープレイス座間隣市役所(第3)駐車場

担当 健康づくり課 ☎046(252)7995 ☎046(255)3550

4~6月は狂犬病予防注射月間

犬を飼っている方は、飼い犬の登録と年に1回の予防注射が義務付けられています。転居や飼い犬の死亡、譲渡など、登録内容に変更が生じた場合は手続きが必要になりますので、担当へご連絡ください。

春のお出掛けガイド

暖かくなり、外出の機会が増える季節、四季の変化が楽しめる公園や緑道、サクラの開花に合わせて開催されるイベントに出掛けてみませんか。
 担当 公園緑政課 ☎046(252)7222 ㊟046(255)3550

芹沢公園

平成29年4月に全園完成した、自然景観を生かした市唯一の総合公園です。広々とした広場や多彩な遊具、四季折々の草花が楽しめる園路など、さまざまな設備があります。



さがみ野さくら祭り



○とき 3月31日(土)、4月1日(日)・7日(土)・8日(日) 午前10時～午後4時
 ○ところ 東原桜並木(相鉄線さがみ野駅北側)
 ※会場は芹沢公園ではありません。

かにが沢公園

小田急線相武台前駅から徒歩約8分、芝生広場や子ども広場の他、巨大すべり台が楽しめる公園です。



かにが沢さくら祭り



○とき 4月1日(日) 午前8時30分～午後4時
 ○ところ かにが沢公園

相模が丘仲よし小道「さくら百華の道」

畑に水を流すための畑地灌漑を再整備した1,600メートルの緑道では、64品種約220本のサクラが2月下旬から5月初旬まで開花します。



相模が丘さくら祭り



○とき 3月31日(土)、4月1日(日) 午前10時～午後8時
 ○ところ 相模が丘仲よし小道



さくら祭りは、商店会などの地域の団体が主体となって企画、運営しています。詳しくは、各団体へお問い合わせください。
 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ㊟046(255)3550



臨時開庁 忙しい春の手続きを便利に

進学や就職、転勤などの理由で、住所変更などの届け出の機会が多くなる時期に、窓口での混雑緩和を目的として、3月31日、4月7日のいずれも土曜日に一部窓口を臨時開庁します(出張所を除く)。混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってご来庁ください。

届け出の内容によって、他市区町村への確認が必要なため、当日の処理ができない場合があります。詳しくは、右表の担当へお問い合わせください。

○臨時開庁 3月31日、4月7日いずれも土曜日午前8時30分～正午
 ※3月24日、4月14日・28日いずれも土曜日は通常通り土曜開庁を実施します。

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 ㊟046(255)3550

臨時開庁日の届け出

届け出	担当
住民異動届、戸籍届出の受け付け、証明書の発行、国民年金加入者の住所変更、転入学手続き、印鑑登録、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付など	戸籍住民課 ☎046(252)8083 ㊟046(255)3550
母子健康手帳の交付、妊婦健診費用補助券の交付、出生連絡票の受理	健康づくり課 ☎046(252)7225 ㊟046(255)3550
小児・障害者医療受給者の住所異動、後期高齢者医療制度被保険者の住所異動など	医療課 ☎046(252)7213 ㊟046(252)7043
国民健康保険に係る手続き	国保年金課 ☎046(252)7003 ㊟046(252)7043
介護保険対象者の住所異動など	介護保険課 ☎046(252)7719 ㊟046(252)8238
タクシー・ガソリン・バス券の交付手続き、障害者手帳の住所変更など(受け付けは、いずれも4月7日(土)のみ)	障がい福祉課 ☎046(252)7978 ㊟046(252)7043
児童手当受給者の住所変更、児童ホームの入所申込など	子ども育成課 ☎046(252)7201 ㊟046(255)5080

座間市消費生活センター
☎046(252)8490

トラブルや不安なことがある方は、市消費生活センターにご相談ください。

- 相談時間 月曜～金曜日(年末年始、祝・休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(偶数月の第2水曜日午前9時30分～正午を除く)
- ところ 市役所1階広聴人権課
- 相談方法 電話または直接同センターへ

「保険金が使えない」という住宅修理サービスにご注意を
電話や訪問で「火災保険などの保険金を使って、自己負担なしで住宅を修理しませんか」などと勧誘され契約をしまい、後日トラブルが起こったという相談が寄せられています。「住宅修理と併せて保険申請なども手伝うので、契約をしてください」と言ってくる業者もいます。

トラブル事例

- 契約書面に署名をしたが、控えをもらえなかった。
- 解約すると言ったら、保険金額の半分を請求された。
- 工事内容の説明があいまいのまま強引に工事を始められた。
- 代金として保険金全額を前払いしたのに着工してくれない。

- 「経年劣化での損傷だが、保険会社には自然災害が原因と言って申請するように」と虚偽の申請で保険金を請求するように言われた。
- 複数の業者から見積を取り、慎重に判断しよう。
- 十分な説明がないまま契約や着工をせかす業者、工事内容があいまいなまま代金の前払いを求める業者などには注意しよう。
- 契約している保険内容を確認し、事実に基づいて保険金を請求しよう。分からないことは、保険会社に相談しよう。
- 電話や訪問での勧誘販売で契約した場合には、契約した日から8日間以内であればクーリング・オフができます。

アドバイス

- 事業者の説明をうのみにせず、必要のない勧誘はしっかりと断りましょう。
- 十分な説明がないまま契約や着工をせかす業者、工事内容があいまいなまま代金の前払いを求める業者などには注意しよう。

最近の消費生活相談事例

担当 広聴人権課
☎046(252)8146
☎046(252)0220

皆さんは地域の大切な仲間です

自治会に加入しましょう

自治会とは

自治会は、地域の安全や生活環境など身近に起きるさまざまな課題と向き合い、課題解決に向けて防犯や防災、環境美化活動に取り組む他、行政情報の提供や地域行事の開催などを通じて地域のコミュニティを育むため、自主的に組織し運営している団体です。日頃から顔の見える関係を作り、皆さんが安心して暮らせる町づくりを実現するため、自治会に加入しましょう。

自治会の組織

皆さんが加入する地域の自治会を「単位自治会」と呼び、地域に密着した活動をしています。また、市内を13地区に分け、地区内の単位自治会で構成されているのが「地区自治会連合会(地区自連)」で、それぞれの地区ごとに、防犯パトロールや防災訓練、市民レクリエーションなど、広範な取り組みをしています。そして、市内全域の地区自連によって組織されている「市自治会総連合会(市自連)」があり、単位自治会や地区自連の活動サポートの他、行政との調整役も担いながら自治会の機能強化に取り組んでいます。なお、本紙8面の「自治会トピックス」で市自連の活動を紹介しています。

自治会の加入方法

市内在住の方はどなたでも加入できます(加入は世帯単位)。自治会によって自治会費や会の規約などが異なりますので、併せてご確認ください。

- 在住する地域の自治会が分かる場合 直接自治会長へ
- 在住する地域の自治会が分からない場合 電話、ファクスまたは直接市自連事務局☎046(252)8751へ

担当

市民協働課 ☎046(252)7966 ☎046(255)3550



自治会加入のメリット

- 個人では解決できない地域の課題について、自治会を通して解決を図ることができます。
- 自治会の回覧やポスター、チラシなどで、地域・行政情報が得やすくなります。
- 自治会の行事などに参加することで、地域の交流が深まります。
- 自治会の防犯パトロールや見守り活動で、地域の安全、安心が保たれます。
- 災害などのいざというとき、高齢者をはじめ近隣の安否確認や救助活動などの助け合いができます。

ご利用ください「電子申請システム」

市では、パソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して休日や夜間でも申請、届け出ができる電子申請システムを実施しています。

利用方法

e-kanagawa電子申請 (<http://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/navi/index.html>) で座間市を選択するか、市ホームページ「電子申請システム」で「e-kanagawa電子申請：座間市トップページ」を選択してください。

詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。

問い合わせ先

コールセンター ☎0120(22)0642

- 受付時間 午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

担当

情報システム課 ☎046(252)8537 ☎046(255)3550

利用できる電子申請

暮らし	住民票記載事項証明書(定型)交付申請※1
	住民票の写し交付申請※1
	特例転出届※2
	印鑑登録証明書交付申請※1
	水道使用開始届、水道使用中止届
	給水装置用途変更届
	行政情報公開請求
環境・衛生	市営住宅退去届、市営住宅長期不使用届※1
	粗大ごみ収集申込※1
	し尿処理申込※1
福祉・健康	犬の死亡届、犬の届出事項変更届※1
	救急医療情報キット利用申請書※1
消防・防災	消防訓練実施計画書、消防訓練実施結果報告書※1
その他	市長への提案

※1 e-kanagawa電子申請で取得する申請者IDが必要です。

※2 署名用電子証明書を搭載したマイナンバーカード(個人番号カード)とICカード読み装置が必要です。

平成30年度
固定資産税に関する縦覧

固定資産税に関する縦覧制度は、固定資産税の納税者が所有している土地または家屋の価格(評価額)を、市内の他の土地または家屋の価格と比較できる制度です。平成30年度は、3年に1度の評価替えの年度に当たりますので、評価額をご確認ください。なお、土地だけを所有している場合は家屋の縦覧はできません。また、家屋だけを所有している場合は、土地の縦覧はできません。

- とき 4月2日(月)～5月31日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

- ところ 市役所2階固定資産税課
- 対象 固定資産税の納税者と同居の親族、関係人(納税管理人)および代理人

- 手数料 無料
- 持ち物 氏名、住所が確認できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証など)、固定資産税納税通知書、課税明細書など、代理人は委任状

担当

固定資産税課
☎046(252)8043 ☎046(255)3550

